



しもつま

市議会だより

第177号 平成21年2月10日発行

発行/下妻市議会 発行責任者/議長 木村 進 編集/議会だより運営委員会
〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話(0296)43-2111(代) 内線1112・1113

今月号のあんない

定例会・臨時会	2
一般質問	3~9
請願・陳情の審議結果	9
意見書	10
議会運営委員会行政視察	11
行政視察来訪	11
議会活動等調査委員会の設置	12
議会日誌	12

祝 下妻二高 センバツ初出場



第81回選抜高校野球大会の出場が決まり喜ぶ下妻二高野球部員

こんなことが決まりました

平成二十年 第四回定例会

平成二十一年 第一回臨時会

平成20年 第4回定例会		
議案番号	件名	結果
議案第65号	下妻市部設置条例の一部改正	原案可決
議案第66号	下妻市認可地縁団体印鑑条例の一部改正	原案可決
議案第67号	下妻市市税条例の一部改正	原案可決
議案第68号	茨城西南地方広域市町村圏事務組合規約の一部変更	原案可決
議案第69号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議	原案可決
議案第70号	下妻市営土地改良事業の計画変更	原案可決
議案第71号	市道路線の認定	原案可決
議案第72号	土地の取得	原案可決
議案第73号	平成20年度下妻市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第74号	平成20年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第75号	平成20年度下妻市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第76号	下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任	同意
議案第77号	下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任	同意
議案第78号	下妻市国民健康保険条例の一部改正	原案可決
議案第79号	平成20年度下妻市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議員提出議案等		
意見書第6号	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書	原案可決
意見書第7号	地方議会議員年金制度に関する意見書	原案可決
平成21年 第1回臨時会		
議案番号	件名	結果
議案第1号	平成20年度下妻市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第2号	平成20年度下妻市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第3号	下妻市教育委員会委員の任命	同意

第4回定例会は、12月10日から12月19日までの10日間にわたって開かれました。この定例会では、市長提出議案14件の審議が行われ、それぞれ原案のとおり可決・同意されました。

なお、請願2件が提出されました。

第1回臨時会は、平成21年1月16日に開催されました。臨時会では、市長提出議案3件の審議が行われ、それぞれ原案のとおり可決・同意されました。



平成20年第4回定例会において
次の方々が同意されました。

◇下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員
塚田 勇 氏

◇固定資産評価審査委員会委員
青柳 健一 氏

平成21年第1回臨時会において
次の方が同意されました。

◇下妻市教育委員会委員
青柳 正美 氏

平成二十年第四回定例会

一般質問



(要旨)

今定例会では、9名の議員から市政各般についての一般質問が展開されました。要旨は次のとおりです。

一般質問者の氏名・項目は次のとおりです。
(通告順)

4 笠島 道子 議員

- 1 年末にあたり首切りなどで苦しむ人に援助の手を
- 2 生活道路の整備について

5 菊池 博 議員

- 1 地域の要望をもっとよく聴く手立てはないのか
- 2 環境問題対策の更なる推進を

6 中山 勝美 議員

- 1 休日の緊急医療について
- 2 合併後の国・県の選挙・区割りについて
- 3 下妻市下妻甲・乙・丙・丁・戊の町名変更について

7 山中 祐子 議員

- 1 消費者センターについて
- 2 環境リサイクルについて
- 3 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について

8 柴 孝光 議員

- 1 合併特例債について
- 2 財政再建について

9 小竹 薫 議員

- 1 砂沼サンビーチの譲渡運営について

市民が望む地方自治は

増田省吾 議員

質問

(1)市民の皆様からの一番の声は、市役所についてわかりづらいということである。何がわからないのか聞くと、何事わかりづらい、ちよっと話を聞いたら、「それは千代川庁舎です」、あるいは、電話で聞いたら、「市役所に来て詳しく話を聞かせて下さい」、これはどうなっていますかと聞くと、「広報紙でお知らせしています」などと言われると市民の方々から聞かされた。

また、説明会などと言われ、市役所に来て話を聞くと、内容が既に決まっただけで、こちらの声は聞き入れず、説明会というよりは報告会といったほうがよいのではないか。そんな会議ならば、市役所に呼び出さずに職員が出向いて説明すべきではないか等々、いろいろな話が聞かされる。行政サービスが広範囲になっ



市政モニター会議

きており、家の中で行政に頼るようになってきた今日、職員も市民に対してきちんと対応していると思うが、少しの雰囲気や状況で誤解を生むこともあるのだと思う。市の総合計画の趣旨にもあるように、合併のメリットを生かし、市は厳しい財政状況を乗り越えて、市民に対する行政サービスの内容と質をより高めていくことが求められているが、執行部の見解を伺いたい。

(2)市民は、これからのまちづくりの主人公として自分たちのまちを自ら考え、行動していくことが求められている。そのためには、市は市民との協働をさらに進め、それぞれの役割に応じ、これからの下妻市のまちづくりを担っていくことが重要となっていると掲げている。しかし、市民との協働を真剣に考え、取り組むのなら、行政に呼びつけるなどの姿勢ではなく、行政自らが市民のもとに向き、誠意と熱意で市民の気持ちを揺さぶるくらいの行動でなければ、かけ声だけで本当の協働のまちづくりはできないと思うがいかがか。

答弁

(1)市民がわかりやすい行政運営として、市長との対話集会の実施や市政モニター制度、女性スタッフ制度、パブリック・コメント制度などにより、市民の皆様から行政内容について意見や要望を提出していただいたり、出前講座においては、行政の各種制度の内容などをわかりやすく説明し、市政に興味を持ってもらったり、参加していただけるような取り組みを行っている。また、わかりづらい行政用語については、説明会等においてできるだけ市民の方にわかり

1 増田 省吾 議員

- 1 市民が望む地方自治は
- 2 市の活性化に地域人全ての力で取り組みを
- 3 市内の現有社会資源の活用の徹底は
- 4 将来の下妻市を市長はどういう姿にしたいのか

2 斯波 元気 議員

- 1 多重債務問題への取組みについて(消費生活センターの設立にあたり)
- 2 新型インフルエンザ対策について

3 平井 誠 議員

- 1 無保険の子に保険証交付を、どの子にも安心して住める市政を求めて
- 2 灯油代購入補助(福祉灯油)の実施を求めて
- 3 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業の拡充を求めて
- 4 小中学校の校舎、体育館の耐震化の推進について

やすい言葉を使用するように、職員にも心がけるようにしている。

(2)さまざまな説明会等の実施においては、できるだけ地域のセンター等を借りて、地域の皆様に参加できるように行っているところであるが、市内全域にわたる場合や多数の参加者が見込まれるような場合には、市庁舎の会議室での実施で開催せざるを得ないので、理解を願いたい。

多重債務問題への取り組みについて(消費生活センターの設立にあたり)

斯波元気 議員

質問

(1)消費生活センターの概要について、①センターの設立に当たっては、補助金が出ていると思うが、これをセンターの機能向上にどのように役立てていく方針か。②職員の構成について伺いたい。③相談の開催時間は何時から何時までか。土日の開催は予定しているか。④設置の場所はどこか。相談者のプライバシーが確保できる立地か。⑤消費生活センター同士の情報共有を図るシステム(パイオネット)の導入はあるか。

(2)多重債務の掘り起こしを行い、高度な機能を有した消費生活センターにつなぐことが不可欠と考え

るが、多重債務者の掘り起こしを行うつもりがあるか。もし既に行っているというのであれば、現在の進行状況を伺いたい。

(3)①多重債務の予防、悪化の防止、または債務整理後の生活再建のため、消費生活センターはセーフティーネット貸し付けを行う主体との連携も重要と思われる。既存のセーフティーネット貸し付けと消費生活センターとの連携はどのように考えているか。②多重債務者対策として、独自のセーフティーネット貸し付けを実施する考えはあるか。

(4)市立の学校において金融経済教育は行われているか。社会人に対してはどのような機会を設けているのか。また、法的に行う能力者となるが、社会経験の少ない二十歳の若者に対しては、さまざまな悪徳商法があの手この手で接触してくる。対応策を成人の集いの場でレクチャーしたり、パンフレットを配ったりすることが有効なものではないかと考えるが、これを実行する考えはあるか伺いたい。

(5)利息制限法の上限利率を超える貸し金は決して許してはならないと考える。そのためには、各部署の多重債務者の掘り起こしから確実に消費生活センターに情報をつなぎ、さらにヤミ金業者の情報

は確実に警察につなぐことが必要だと思ふ。ヤミ金ゼロの下妻市をつくるためにこのことを徹底的に実行していただきたいと思うが、いかがか。

(1)①センターの開設に伴う改修工事が必要としない千代川庁舎へスペースが確保できたことから、補助金を受けずに開設する予定である。②センター長は商工観光課長が兼務し、嘱託職員による相談員1名での運営を考えている。この相談員については、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方をお願いできればと思っている。③受付時間は午前9時から午後4時を予定しており、開催日は週3日ないし4日で、現在検討している。また、現時点では休日の開設を予定していないが、相談件数や相談者のニーズが増加すれば、将来的には休日の開催についても検討していかなければならないと考えている。④市役所千代川庁舎の1階で、個室となつている部屋を予定している。⑤分確保できると考えている。⑥パイオネットについては、消費生活センターに専門の相談員を配置し、週4日以上開催しなければならぬという条件があり、また、専門の端末機が必要となる。この専門端末機については、平成22年度に大幅に更新する予定であり、今導

答弁

(1)①センターの開設に伴う改修工事が必要としない千代川庁舎へ

入すると1年足らずで新たな端末機に入れ替えをしなければならぬことから、平成22年度の国の更新時期に条件等クリアできれば、導入について検討していきたいと考えている。

(2)多重債務者の掘り起こしについては、庁内関係部署との連携が重要と考えている。来年、消費生活センターの開設にあわせ、庁内のネットワークを構築できればと考えており、それまでに関係部署との連携を図れるよう、調整したいと考えている。

(3)①多重債務者の生活再建のためには、消費者向けの貸し付け制度が有効と考えているので、福祉部門等との連携を密にし、対応したいと考えている。②市内の多重債務者の状況や他の市町村の取り組み等も調査をし、今後検討したいと考えている。

(4)市内全ての小中学校では、納税の義務や税金の種類、また、その使い道などについての教育として、租税教室を実施している。中学校では社会科及び技術家庭において、国の学習指導要領に基づき、金融の仕組みや経済活動の意義、消費者の保護等の教育を行っている。社会人に対しては、毎年成人式において悪徳商法などに関するリーフレットを配布している。また、「広報しもつま」では、毎年4月に「社会人になつて」という

タイトルで契約等に関する記事を掲載し、周知を図っているところである。今後も青少年から成人者にいたるまで、多くの市民に対して、消費者保護の観点から、広報紙や消費生活センターから情報を発信していきたい。

(5)多重債務等の相談があつた場合は、ヤミ金融からの借り入れのときは、基本的に払わないで警察署に相談に行くよう説明をしている。この場合、状況によっては被害届の提出にも発展する。このような多重債務の中にヤミ金融からの借り入れが発覚した場合には、今後も警察との連携を図るとともに、多重債務者救済に向け、庁内関係部署の連携を図れるよう調整したいと考えている。



千代川庁舎に設置予定の消費生活センター

無保険の子に保険証
交付を、どの子にも
安心して住める市政
を求めて

平井 誠 議員

質問

厚生労働省が公表した資格証明書の発行に関する調査では、全国

1、789自治体のうち、551自治体で資格証明書発行はゼロで、全自治体の3割を超えており、広島市、さいたま市などの政令市でも国保証の取り上げをやめている。茨城県内でも9月15日現在、5自治体で資格証明書発行はゼロであり、さらに、中学生以下の子供のいる世帯への資格証明書発行をやめているのは、8自治体となっている。

全国的にも、福岡市、北九州市、練馬区などが、中学生以下の子供のいる世帯への資格証明書を短期保険証発行に切り替えており、秋田県では県内全市町村に対し、子供の必要な医療を受ける機会を確保する観点から、子供のいる国保世帯のうち、資格証明書世帯には短期保険証交付に努めるようとの通知を出したと新聞報道にあった。そして、12月11日の国会、衆議院厚生労働委員会でも全会一致で資格証明書発行世帯のうち、中学生以

下の子供のいる世帯には6カ月の短期保険証を発行するという改正案が通った。下妻市においても、親が国保税を滞納していても、その世帯の子供には罪はない。その子たちが病気を怪我をしたとき、安心して治療を受けられるよう、中学生以下の子供のいる世帯への資格証明書交付ではなく、国保証の交付に切り替えて、どの子にも安心して住める下妻市政を求めたい。

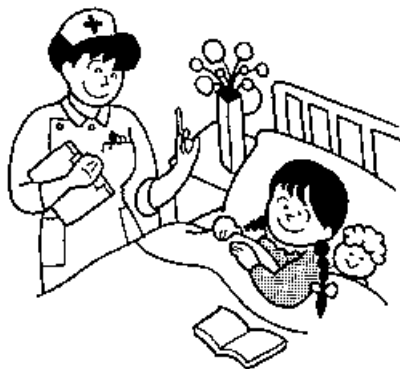
答弁

平成12年4月の国民健康保険法の改正に伴い、資格証明書の交付

が義務化されたことにより、本市においても、短期被保険者証交付要領ならびに国保税滞納者にかかる措置の実施要領を同年策定し、資格証明書及び短期被保険者証を交付している。しかし、今般、親の保険税滞納が原因で無保険の子供が多数いる問題で、今年9月に厚生労働省が全国調査を実施した

結果については、資格証明書交付世帯のうち、子供のいる世帯は全国で1万8、240世帯、中学生以下は3万2、903人、茨城県においては、556世帯、861人、当市においては、3世帯、3人であった。これらの結果を踏まえ、10月30日付厚生労働省より、資格証明書の交付に際しての留意点が示されている。内容については、子供のいる滞

納世帯に対するきめ細かな対応が求められており、交付に際しては機械的な運用ではなく、事前通知や特別事情の把握の徹底、特に養育環境に問題のある世帯に対しては、福祉関係部局と綿密な連携を図る必要があるとされ、さらには緊急的な対応として、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、保険税が納付できない特別な事情に準じると考えられることにより、速やかに短期被保険者証の交付に努めるよう通知されている。



年末にあたり首切り
などで苦しむ人に援
助の手を

笠島道子 議員

質問

自動車や電機などの大企業が輸出の落ち込みや景気の後退を理由

に大量の解雇を始めたことが大きな社会問題となっており、厚生労働省の調査では、今年10月から来年3月までに解雇や雇止めが3万人を超えるということが明らかになっており、実際には数十万人にも及ぶのではないかと予想が出ています。下妻市内においても

証明書交付世帯で中学生以下の子供のいる3世帯の状況は、1世帯については、10月に世帯分離により、子供は母方の社会保険に加入することになり、国保を喪失している。残り2世帯のうち1世帯は母子世帯であるが、児童手当並びに児童扶養手当の申請もなく、母親も働ける状況にありながら働いていない様子もなく、生活の実体が不明である。もう1世帯は、再三の文書催告や戸別訪問をするが、平成15年以降、市県民税を含め、納税は全くなく、例えばこの世帯を生活保護基準世帯から見ると、約4倍の給与収入があり、納付が困難な状況とはとても思われない。

以上のように、その世帯ごとに詳細な実態把握に努めた対応をしているので、理解を願いたい。なお、国会では、国民健康保険法の改正法案が12月11日、衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に返されている。改正内容は、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子供には、資格証明書に代わり、6カ月の短期被保険者証を交付するものである。法案成立後は、平成21年4月1日施行となるので、当市においても子供の心身ともに健やかな育成に資するため、改正法案を遵守したきめ細かな対応に努めたいと考えている。

このような不況のあおりを受けて、道理のないリストラをされようとしている人たちがいるはずではないか。

そこで、(1)下妻市内の期間社員や派遣労働者の解雇問題の調査、把握をしているか伺いたい。

(2)雇用対策法第5条「地方公共団体は、国の政策と相まって、当該地域の実情に応じ雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」としているが、これにはどのように具体的に市として取り組むのか伺いたい。

(3)①寮やアパートを追い出される例を聞いているが、市としても住宅の確保を援助するべきではな



早急な雇用対策を

そこで、この1年間で市内で閉店した商店や廃業した業者など把握しているか。今後の動向などについてどのように考えているか伺いたい。

答弁

(1)市内の雇用状況については、毎月ハローワーク下妻から報告があるが、最新の報告が10月分の雇用動向であるため、年末についての動向は把握できていない。10月分の動向では、大きな動きはまだ見受けられないものとなっている。しかし、ハローワーク下妻では、解雇者が大幅に増加するような事態となった場合には、早急に行政を含めた対策会議等を開催し、対応を行う考えでいるということである。

いか。②12月12日には厚生労働省が派遣者支援策を発表した。15日から主要な187カ所のハローワークで相談や支援を受け付けるということが書いてあったが、この主要187カ所のハローワークとは、この近くだとどこになるのか。

(4)大型店出店の規制を緩和して、2000年には規制を廃止したために郊外に大型ショッピングセンターが進出し、駅前などの商店街が衰退していった。全国商店会の2006年度商店街実態調査によると、2、644の商店街のうち、繁栄していると答えた商店街は1.6%しかないとのことである。経済産業省の商業統計調査では、2007年までの3年間に中小小売店が10万店も減ったとのことである。

(2)当市においては、広報紙を活用した職業訓練や職業紹介、また、円滑な再就職の促進、そして勤労青少年の健全な育成と福祉の増進や働く女子の福祉の増進を図るため、勤労青少年ホームや働く婦人の家の施設運営に当たり、職業の安定を図るための施策を行っているところである。雇用対策については、主に国や県の施策であるが、市としても雇用、労働関係の相談等があった場合には、国や県の関係機関に取り次ぐなど、迅速に対応しているところである。

(3)①国では今回の緊急雇用対策本部より、失業者の住宅確保とし

て新たな制度の創設をめざしており、県においても茨城労働局と連携し、緊急対策本部を設置し、その中で、非正規労働者が失業後も会社の寮などに一定期間住み続けられるよう、また、早期の再就職支援や安易なリストラを行わないよう、企業への指導や関連会社への斡旋なども求める施策を検討しているところのことである。②187のハローワークの窓口の関係については、筑西公共職業安定所と聞いている。市としても今後、国や県の動向を注視しながら、市民や市内企業に対して迅速に周知徹底したいと考えている。

(4)商工会会員の状況では、今年4月から12月10日までに13件の廃業があったとのことである。また、そのうち10月以降は2件である。一方、自治金融や振興金融など、制度金融の代位弁済については、ここにきて4件の報告があったところであり、市内中小企業者においても、かなり厳しい状況であると認識をしている。市としても、中小企業者の資金繰り安定のため、国が10月31日から始めた緊急保障制度をはじめ、その他制度金融などについても商工会と連携を取りながら迅速な対応を行うとともに、各種融資制度について広報紙を活用し、周知徹底を図るなど、今後中小企業者への支援をしたいと考えている。

地域の要望をもっとよく聴く手立てはないのか

菊池 博 議員

質問

(1)各自治区には、生活に関する諸問題が発生し、市当局には各方面からそれらに対する改善、修繕等の要望及び依頼が届き、予算と相談しながらできるだけ市民の皆様の満足のいくように配慮し、実行していると認識している。しかし、現在の要望等の対応状況を見ると、要望が発生したら、市当局がその都度受け付けて対応するという場当たり的な感じを受ける。市当局では、各自治区の現在抱えている問題を全体的に把握し、優先順位はどの問題なのかを認識している必要があるのではないか。市長との対話集会で各自治区の問題提起の場は一応確保されているが、各自治区1問だけであり、私は十分に対応できているとは思っていない。これらの問題を解決する手段として、各自治区の諸問題については、市の1つの部門が年間を通しての諸問題を体系的に受け付け、市全体で対応する仕組みをつくる必要があるのではないか。

(2)合併前の旧千代川村では、各区長が12月に自治区の諸問題に関する要望書、これは1つの問題だけでなく、各自治区で困っている問題提起の場であり、いくつ書いてもよいものだった。それら要望書を出し、執行部ではその要望書に沿って次年度以降の対応を計画していたように思う。もちろん、すべての問題について対応できることは不可能だし、突発的な問題発生はあると思う。そういったことから、私はさらに一歩進んで、各自治区では現在どのような問題を抱えて、どのように対応しているかなどの内容をどの部署でもわかるように、オープンにする仕組みが必要であると考えているかがかか。少ない予算を効率的に使うには、自治区で今、何が一番困っているかを把握し、優先順位をつけて予算を投入する仕組みがぜひ必要であるとも考えるが、執行部の見解を伺いたい。



昨年行われた市長との対話集会

答弁

(1)市民からの市政に
関する意見や要望に対
しては、随時秘書課で

受け付けを行っている。また、道
路の改修などの担当課が明確なも
のについては、各担当課で直接受
け付けをしている。受け付けをし
た要望等については、必要性等を
勘案しながら担当課で現地確認等
を行い、関係する課がある場合に
は各課と協議を行い、優先順位を
定め、整備計画を策定し、順次実
施をしているが、緊急性が高いも
のについては、早急に対応してい
るところである。

また、市民からの意見、要望を
聴取する市政モニター制度や、地
域からの要望等を把握する手段と
して、市長と地域を代表する自治
区長、代表区長の皆さんとの対話
集会も実施している。これらは市
政やまちづくりに対する積極的な
意見、要望を聞き、市民の意向を
把握することで市政への市民の
意見、要望の反映に大変重要な役
割を果たしている。

(2)合併前の千代川村では、各自
治区からの土木事業の要望を聞く
機会を設け、要望箇所における優
先順位や隣接した自治区との要望
箇所についての調整を行い、予算
積算の検討資料とした経緯があっ
たようであるが、市民、地域から
の要望を聞く機会については、今
後も市民の意見、要望を常に聞い

ているので、理解と協力を願いた
い。

合併後の国・県の選
挙・区割りについて

中山勝美 議員

質問

国の行政改革の一環
として、平成の大合併
を国・県が推進し、茨

城県で83市町村が44市町村に合併
された。合併においては、各市町
村とも産みの苦しみというが、大
変な苦勞をして合併にこぎ着けた
わけである。各市町村は、首長、
三役の辞任をはじめ議員定数の削
減、職員の削減等々、痛みの伴う
合併をした。しかし、国や県は議
員定数削減や選挙制度の見直しも
先送りにし、選挙区の区割りさえ
速やかに行わないというのはいか
がなものか。市民の間からも、同
じ下妻市になったのにおかしいと
の声が数多く聞かれる。下妻、千
代川が合併し、2年を迎えようと
しているが、国会議員、県会議員

選挙の区割りについて、下妻市行
政区から国及び県に対し、小選挙
区1区、7区問題及び結城郡定数
問題における改善について、どの
ような対応をしているのか伺いた
い。

答弁

衆議院小選挙区の区
割りにについては、衆議

院議員選挙区確定審議会設置法に
より、衆議院議員選挙区確定審議
会が10年ごとの大規模国勢調査に
よる人口推移に基づき、その改定
を調査審議し、国勢調査人口の速
報値が官報で公示された日から1
年以内に内閣総理大臣に勧告する
こととされている。また、「各選
挙区の人口の著しい不均衡、その
他特別の事情」があると審議会が
認めるときは、勧告を行うことが
できるとされている。いずれの場
合においても、法の規程に基づき、
平成22年に実施される大規模国勢
調査の結果により、全選挙区につ
いて検討され、新たな区割り案が
勧告されることと思われる。

なお、全国市長会からは、平成
17年、18年の2カ年にわたり、選
挙区の早期見直しの要望を国会議
員及び総務省へ提出し、また、全
国地区選挙管理委員会連合会から
は、分割選挙区を解消するよう法
改正の要望について検討されてい
るところである。

県議会議員選挙の区割り及び定
数については、合併後の平成18年
12月10日に執行された県議会議員
選挙は、平成16年に制定された県
条例「市町村の合併に伴う茨城県
議会議員の選挙区の特例に関する
条例」により、平成16年10月16日
以降に合併した市町村で、郡市の
区域に変更が生じているところは
従前の選挙区によることとする従

前特例を適用した選挙であった。
これにより、下妻市は旧下妻市と
結城郡を選挙区とする選挙が執行
されている。次期県議会議員の選
挙区の見直しについては、茨城県
市議会議長会において去る12月5
日に会議を開催し、定数削減を求
める要望を決議したとのことであ
る。さらに、新聞報道によると、
茨城県議会第4回定例会において、
議員定数及び区割りについての県
条例改正案が12月18日に提出され
る予定とのことであるので、県議
会での経緯を見守りたいと思うの
で、理解を願いたい。



質問

消費者センターにつ
いて

山中祐子 議員

消費者問題について
は、新手的オレオレ詐
欺や食品偽装表示から、

架空請求、不当請求、ガス湯沸か
し器の欠陥製品、身近にあるもの
では、14人の窒息死者を出したこ
ろにやくゼリー問題等々、枚挙に
いとまがないほど発生している。
明治以来、産業振興を主にし、消
費者を従にしてきた結果であると
考える。

被害に泣いている市民の声もあ
り、本年6月の定例会の一般質問
で、庁舎内の消費者センター設置
について伺った。答弁の中で、平
成21年度中に消費生活センターを
開設するとあった。せっかく新設
される消費生活センターであるの
で、市民の現状と課題を踏まえて
の設置が望ましいと思う。

そこで、(1)下妻市の消費者行政
の現状と課題について伺いたい。
(2)来年度から稼働する消費生活
センターの運営についてであるが、
窓口業務は週3回から週4回と聞
いたが、週4回にすることにによ
って、国の国民生活センターに即時
に集約され、情報回収を得られ、
被害を早期に防ぎ、情報発信等の
スピードアップが図られるパイオ
ネットの実情と、下妻市として導
入することが可能なか伺いたい。

答弁

(1)消費者をとりまく
の高度情報化、グロー
バル化、規制緩和等により、急激
に変化している。これに伴い、消
費者に提供される商品、サービ

の利便性が向上し、より選択肢が増える反面、悪質業者による消費者トラブルは複雑多様化している。平成19年度、商工観光課に設置している消費生活相談窓口及び県消費生活センターに寄せられた下妻市在住者からの相談件数は、320件であって、平成18年度の相談件数の475件と比較すると、相談件数は155件、33%の減少をしているが、振り込め詐欺をはじめ、新たな消費者問題も日々発生しており、予断を許さない状況には変わりはない。また、消費者団体の活動としては、消費者問題を市民に広く周知するため消費生活展や消費生活講演会等を行っているところである。

次に、消費者行政の課題については、ここ数年、複雑多様化する消費者問題に対し、より専門的に消費者問題に対する行政システムの構築が、消費者行政の課題であった。しかしながら、来年4月開設予定の消費生活センターの設置運営により、今まで以上に消費者保護の観点から、消費者のトラブル等の相談、暮らしに役立つ情報提供、消費者の自立的な活動の援助、消費者教育の推進などが可能となり、消費者行政の充実強化が図られるものと期待をしているところである。

(2) 国では、国民生活センターを活用した支援事業として、パイオ

ネットを運用している。このパイオネットの導入条件としては、消費生活センターに専門の相談員を配置し、センターを週4日以上開設しなければならない。当市においては、来年のセンター開設に合わせ検討しているが、導入するに当たっては、専用端末機が必要となり、国からの貸与もしくは買い取りとなっている。国ではこのパイオネットを平成22年度に機器等を大幅に更新する予定であり、平成21年度に導入すると、1年足らずで新たな端末機を導入しなければならぬことから、平成22年度の導入に向けて検討していきたいと考えている。尚、消費生活センターの相談員は、消費生活アドバイザー、消費生活指導専門相談員、消費生活コンサルタントなどのいずれかの資格を有する方をお願いしたいと考えている。



消費生活相談のパンフレット

合併特例債について

柴 孝光 議員

質問

合併特例債は、合併協定会議において、その使い道は概ねどのようなものにとのくらの予算を使うか、方向が決まっていたと思うが、この2年間に相当変わってしまっていると思う。合併の時に両市村の代表者が協定会議において約束したものを変更するということは、重大な問題である。確かに当時とは社会情勢や財政状態なども変わり、多少の変更はやむを得ないと思うが、約100億円の特例債のうち、概ね半分の50億円近くが予算が変わっているということになると、話は別になってくると思う。もし執行部が自由に変更ができて、思い通りに使ってよいのなら、協定会議も約束も関係ない、必要ないことになってしまふ。そこで、当初の特例債の予算配分はどのようになっていたのか。そして、何回変更し、現在どのような状態になっているのか。一体誰と相談して変更することになったのか。合併してしまえば、一旦預かった特例債を執行部で自由に変更して使うことができるかと考えているのか伺いたい。

答弁

合併特例債の事業については、合併時に新市建設計画に基づき、

大卒の事業メニューが決められ進められてきた。しかし、具体的に事業を推進していく中で、事業費の確定や対象としての事業が対象とならなくなったものがあり、変更したものである。一部内容が変更になったり、新たに追加したものがあがるが、変更された内容は予算時あるいは全員協議会でその都度説明をしてきた。具体的な内容変更は、計画されていた道路整備事業、市道106号線(若柳新堀線)は、対象とならなくなり、宗道地区の道路整備事業と南原平川戸線は新たに加わった道路整備事業である。また、本年度予算に計上した千代川地区の消防団詰所建設も新たに加えた事業である。合併特例債事業を導入する場合は、事業内容を十分に検討し、当初の目的から逸脱しないように注意を払いながら、庁議で決定しているところである。合併協議の際の協定事項については、大変重要であると認識しているし、10年間という期限についても、早めに手をつけるべきであると理解はしている。しかし、市の財政状況が厳しい中、公債費負担適正化計画に沿った運営もしていかなければならず、今後も計画的な活用を図っていかなければならないと考えている。合



現在進められている道路整備事業 (南原平川戸線)

合併特例債の具体的な数字については、最初、一体性を図るための事業ということで50億円、これは具体的にには庁舎建設あるいはアクセス道路の事業が含まれる。それと均衡ある発展を図るための事業ということで、道路整備事業あるいは東部中学校の建設事業、これに50億円。トータルで100億円というよう形で、当初合併特例債については計画をされたものであるが、現段階では一体性を図るための事業としては約34億円、均衡ある発展を図るための事業としては66億円というように、内容が変わってきている状態である。特に庁舎建設事業については、庁舎が当初全体事業の95%が起債の対象事業ということで考えられていたが、具体的に検討した結果、庁舎については、一定の制限があり、思っていたほどの起債が対象にな

一般質問・請願・陳情の審議結果

らないということもあるのですが、34億円の合併特例債があれば、当初の目的の計画は実行できると考えている。

砂沼サンビーチの譲渡運営について

小竹 薫 議員

質問

(1)6月、9月の定例会でも、各種サンビーチの営業譲渡に関して質問がなされ、県と有効な方向で話し合うということで聞いているが、12月11日の新聞では、公会計基準の変更、低価格法導入により、サンビーチが債務超過に陥るとの報道もあった。これは取得した金額ではなく、現在の時価に換算して土地、建物などを評価すると赤字になるということであるが、市に関しては、引き受けるとき営業権の譲渡ということなので、土地とかまた話は違うとは思いますが、こういう物件を引き受けるに当たって、県開発公社では、いかに負担を減らすか熱い議論をやっていたかと思う。そうした中で補修のほうを安全性、このチェックをいかにやるか。県としては、費用をかけるないように、少しでも安く上げようというものもあるし、そういったものの基準というのはなかなか明確には出ないと思うが、小学校、中学校の耐震補強の診断のように、

第三者に判断していただいて、もし市が営業を請け負って、けが人など出ないように、チェック体制が万全なのか伺いたい。

(2)約3年間の営業を予定していると思うが、サンビーチが仮に終了した後に、どういった土地利用をしていくのか、今から考えていく必要があると思う。相乗効果を市の施設においても考えていると思うが、フィットネスパーク、ピ

アスパーク、そして道の駅などをいかに円滑に互いのお客さんを回して、相乗効果に持っていくか。一つ一つの施設で考えるのではなく、いかに有効に結びつけていくかだと思ふ。サンビーチの跡地に何かを作るんだとしたら、運動公園など、話も幾つか案が上がっているが、お客さんをピアスパークとか他の施設にいかに通つかというような、市が主導して、市の立場で積極的に県にアピールしていつつなげていければ、きっとまた違ったもの上がってくると思ふ。また、サンビーチがやっている間に、サンビーチに来たお客さん、そして関心のある人たちに、今後こういう施設をやっていくといったアピールをしていければ、サンビーチの営業を終了して、他の施設になったとき、人がスムーズに集まってくるような体制が作れると思う。そうすれば、仮にサンビーチの営業が幾らかの赤字が

出たとしても、多少の赤字も投資に切り替えることができると思う。そういったことを念頭に置きながら、市としては積極的に県に働きかけてはどうかと思うが、見解を伺いたい。

答弁

(1)補修工事については、下妻市が施設の譲渡を受け入れ後、3年

程度運営を行っていくことに当たり、必要な修繕工事を事前に県開発公社が実施していくことは、施設の譲渡を受け入れるに当たっての条件であるが、現在都市整備課が主管となり、県開発公社とともに施設の状態をチェックしているところである。また近日中に主管課の部長、課長等が開発公社に、細部を詰めていくことにもなっている。施設の老朽化に伴う修繕はもとより、利用者の安全性を第一に確認作業を行い、事故や怪我が



砂沼サンビーチ

ないよう十分に対応していきたい。

(2)砂沼サンビーチ運営終了後の跡地利用に関しては、県に對し地域住民の利活用が図られるよう、できるだけ早急に検討を始めていただきたいと文書にて要望したところである。砂沼サンビーチは、都市公園でもある砂沼広域公園のエリア内にあり、様々な制限もあるが、今後も引き続き、市民の意見を十分に把握するとともに、ピアスパークしもつまなど周辺施設との連携が期待できる施設や砂沼に面した立地性を生かした施設とすることなど、跡地の有効利用に関しては、近隣自治体とも連携を図りながら、土地所有者である県に働きかけをしていきたいと考えている。

請願・陳情の審議結果

件名	提出者住所氏名	付託委員会	結果
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書	つくば市花畑3丁目9番10号 茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 石引 正 則 下妻市本城町2丁目22番地 下妻市職員組合 執行委員長 井上 規	文教厚生委員会	採 択
ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願	結城市山川新宿1222番地1 茨城県西農民センター 会長 北 嶋 誠	産業経済委員会	継 続

意見書

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待が高まっています。「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が、2006年以来、毎年、衆参両院において全会派一致で採択されていることは、こうした国民の声の反映に他なりません。

しかしながら、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において子育て支援の予算を確保することは困難となっています。経済環境の悪化により、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。

すべての子供たちの健やかな育ちを保障するためには、これまでに国会で採択された請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育・子育て支援施策を大幅に拡充することであります。

よって、本議会は関係機関において、下記の項目の具体化をはかられるよう、強く要望します。

記

- 1 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 2 待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。
- 3 保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。
- 4 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日

下妻市議会

(提出先)

内閣総理大臣	麻生太郎 殿	文部科学大臣	塩谷立 殿
財務大臣	中川昭一 殿	厚生労働大臣	舛添要一 殿
少子化対策担当大臣	小淵優子 殿		

地方議会議員年金制度に関する意見書

地方議会議員の年金制度については、地方議会議員互助年金法に基づき昭和36年に任意の互助年金制度として発足し、翌37年に地方公務員共済組合法により強制加入とされ、その後、数次の改正を経て現在に至っている。この間、退職議員やその遺族に対し、年金や一時金が支給され、その生活の安定に大きな役割を果たしている。

昨年4月には、掛金の引き上げ、年金給付の引き下げなどの法改正がなされたところであるが、市議会議員共済会においては平成19年度決算においても200億円を越す単年度赤字となり、今後も継続的な損失金が見込まれ、積立金が減少していく非常に厳しい財政状況となっている。

その最大の要因は、国策によって進められた平成の市町村合併の影響を議員年金財政が受けたことにある。市町村合併特例法では、このような市町村合併の推進に伴う影響について「議員共済会の運営状況を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」とされ、同法に基づく特例措置も図られたところではあるが、法改正後の収支の状況を見ると、合併の影響に対する措置は不十分である。

現行の掛金率や市町村の負担金率は既に高水準にあることや、市町村合併以降に年金受給者が急増し、「市議会議員1人が3人の受給者を支える」構造になっていることなどを踏まえると、市町村合併の影響額に見合う特例措置などの国の支援なくしては議員年金制度の維持は大変困難な状況にあるといわざるを得ない。

よって、国においては、早急な抜本的見直しの必要に迫られている地方議会議員年金制度に対し、上記の事情を勘案の上、特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日

下妻市議会

(提出先)

内閣総理大臣	麻生太郎 殿	総務大臣	鳩山邦夫 殿
衆議院議長	河野洋平 殿	参議院議長	江田五月 殿

議会運営委員会 行政視察

議会運営委員会では、11月12日から14日までの日程で奈良県桜井市、奈良市において研修を行って参りました。

桜井市では、議会運営について調査してきました。桜井市議会事務局から議会運営全般に関する調査事項について説明を受けた後、各委員から熱心な質疑が出されました。一般質問については、一問一答方式又は一括方式の選択制に加え、30分の時間制限を設けていることなど、議会運営上参考となりました。

また、桜井市では、JR及び近鉄桜井駅前の複合ビルに、市が空

洞化対策として設置した、まほろばセンターの視察を行いました。まほろばセンターは、桜井市が、民間企業が撤退したワンフロアーをすべてを買収し、地域コミュニティの場として各種イベントに活用できる市民ふれあいホール、



奈良県桜井市

多目的ホール、研修室、会議室などを整備し、多くの市民の利用に供していました。

奈良市では、つくば下妻第二工業団地内への立地企業の親会社、小山株式会社の見学をしました。小山株式会社では、本社工場、またつくば下妻第二工業団地に建設中の新クリーニング工場概要説明を受け、その後、実際に稼働中の工場を見学しました。工場では、ホテルリネン類、病院リネン、丸洗い布団、毛布類の完全自動化のクリーニングラインによる洗濯処理が行われていました。小山株式会社は、寝具リース・医療寝具の2つの分野において成長を続け、現在は、高齢化や福祉の充実など、社会ニーズに適切した事業を展開する将来性の高い企業でありました。

行政視察来訪

◎1月22日

愛知県豊田市議会議員（1名）
まちづくり女性スタッフ制度

◎1月23日

静岡県小山町議会
総務建設委員会（8名）

指定管理者による道の駅しもつまの運営について

◆1月19日

いずみ幼稚園（浦町）の園児のみなさんが議場見学に訪れました。



いずみ幼稚園園児のみなさん

議会用語

【常任委員会】

市の幅広い行政事務を分野ごとに分け、議案や請願・陳情などについて詳しく審査を行うための委員会のことです。議員は議長も含めて少なくとも一つの常任委員会に属しています。本市には、総務・文教厚生・産業経済・建設の4常任委員会があります。

【議会運営委員会】

円滑に議会を運営するため、議会運営全般について協議や意見調整を図るために設置されているものです。本市では各常任委員会から選出された委員8人で構成されています。

【特別委員会】

特に重要な案件を審査するために臨時に設置される委員会です。必要がある場合に議会の議決により設置します。特別委員会には、予算を審査する予算特別委員会や、決算を審査する決算特別委員会があります。

【全員協議会】

議員全員をもって構成し、市政に関する重要な事項などを協議するため、必要に応じて開催されます。

常任委員 会の役割

【総務委員会】

行政施策、財政、情報公開、契約、税、選挙、消防活動及び他の委員会に属さない事項などについて審査します。

【文教厚生委員会】

戸籍・住民票、国民健康保険、福祉、市民の健康増進、ごみ、公害対策、学校教育、生涯学習などの事項について審査します。

【産業経済委員会】

農政、農地整備、商工・観光振興などの事項について審査します。

【建設委員会】

道路、市営住宅、都市計画、土地地区画整理、上下水道などの事項について審査します。

議会活動等調査
委員会の設置

平成20年11月18日に、議会活動等調査委員会が設置されました。今後、議員定数、報酬及び行政改革など議会活動各般にわたる調査・研究を行ってまいります。



議会活動等調査委員会

- 委員長 篠島昌之
- 副委員長 柴孝光
- 委員 田中昭一
- 〃 中山勝美
- 〃 平井誠
- 〃 笠島和良
- 〃 石塚秀男



◆ 11月

◆ 12月

- 5日～6日 茨城県西市議会議長会定例会
- 12日～14日 議会運営委員会行政視察（奈良県桜井市／奈良市）
- 18日 全員協議会
- 8日 議会運営委員会
- 10日～19日 平成20年第4回下妻市議会定例会
- 10日 本会議 議案上程、説明 議会活動等調査委員会
- 11日 本会議 議案質疑 総務委員会
- 12日 文教厚生委員会 産業経済委員会 建設委員会
- 15日 予算特別委員会
- 16日 本会議 一般質問
- 17日 本会議 一般質問
- 19日 本会議 委員長報告、質疑、採決、閉会 議会だより運営委員会

◆ 1月

- 11日 消防出初式 成人のつどい
- 14日 茨城県市議会議長会事務局 本会議
- 15日 茨城県市議会議長会正副会長会
- 16日 平成21年第1回下妻市議会臨時会
- 21日 議会活動等調査委員会 茨城県市議会議長会正副会長会・理事会・定例会
- 23日 議会だより運営委員会
- 27日 新春賀詞交歓会

市議会を傍聴してみませんか

●次の定例会は3月3日から3月18日までの16日間の予定です。なお、一般質問は3月13日、16日の2日間の予定です。
(上記日程は変更する場合があります。)

平成20年第4回(12月)定例会の傍聴者は19人でした。

※問い合わせ先:下妻市議会事務局
0296-43-2111
内線1112・1113

下妻市役所のホームページからも「議会だより」がご覧いただけます。
(下妻市役所ホームページ)
<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>



議会開会中、市役所本庁舎1階と3階のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。

議会TV放映



立春が過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続く今日この頃、市民の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、「議会だより」177号をお届けすることになりました。今回は、平成20年第4回定例会における議案等の議決及び平成21年1月に行われた第1回臨時会（初議会）についての内容で、補正予算と人事議案が主なるものであります。今後も更に公平、かつ正確に掲載できるよう、努力する所存ですので、今後とも、市民の皆様方の率直なご意見、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

